

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

告示

鳥取県告示第二百二十八号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十四条の規定に基き次の肥料の登録は失効した。

昭和三十年五月十日

鳥取県知事 遠藤 茂

目次

- 肥料の登録失効
- 肥料の生産登録
- 小売販売業者甲の臨時業者登録
- 生活上消費者の登録変更届出期日
- 失業保険法の適用除外者
- 炭その発生
- 炭その予防に関する規則による区域の指定
- 豚コレラ予防に関する規則による指定区域の解除

登録番号

肥料の名称

含有する主成分の最小量（%）

住 生 産 業 者 名

鳥取県第二二八号

長瀬水稻配合

全窒素 九、〇

内アンモニア窒素 九、〇

全磷酸 七、八

内均溶性磷酸 七、八

全加里 一、五

内水溶性加里 一、五

倉吉市上井一

鳥取県中央農業協同組合
連合会
会長理事 近池 利勝

鳥取県告示第二百二十九号
肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条の規定により次の肥料を登録した。
昭和三十年五月十日
鳥取県知事 遠 藤 茂

登録番号	肥料の名称	含有する成分の最小量(%)		住 所	生 産 者 氏 名
		窒素全量	磷酸全量		
鳥取県第二一九号	五、五茶種油粕	五、五	二、〇	一、〇	東伯郡大栄町字亀谷二九四 河本清一郎
鳥取県告示第二百三十号					
食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第三百三号）第十九条第一項第三号の規定に基づき、次のとおりその業務を廃止しようとするものに代つて引き続き当該業務のすべてを営む小売販売業者甲の臨時業者登録をした。					
昭和三十五月十日					
一 登録した業者	鳥取県知事	遠	藤	茂	
登録番号	登録年月日	氏名又は名称	営業所々在り	事業区域	業務開始月日
西第一四九号	昭和三〇、三、二五	松本商店 松本利男	米子市大篠津町一、三一	米子市第八区	昭和三〇、四、一
第一五〇号	"	松本利男	"	一、八四四	"

登録番号	氏名又は名称	営業所々在り
一 廃止した業者		
第一五一号	矢倉 清	夜見町一、四五
第一五二号	松本 清	大崎九五〇
第一五三号	山口きよ子	大崎五五五
第一五四号	新川 清枝	大崎一、二七三
登録番号	氏名又は名称	営業所々在り
西第二二号	大篠津米穀小売企業組合中央配給所	米子市大篠津町一、三一
第二二二号	第二配給所	一、八四四
第二五号	夜見営業所	夜見町一、四五
第一八号	崎津第一営業所	大崎九五〇
第一九号	崎津第二営業所	大崎五五五
第二〇号	崎津第三営業所	大崎一、二七三

鳥取県告示第二百三十一号
食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第三百三号）
第十八条第二項第五号の規定に基づき、生活上消費者が昭和三十年六月一日をもつて登録変更するため市町村長に届け出る期間を次のとおり定める。

昭和三十年五月十日
鳥取県知事 遠 藤 茂
昭和三十年五月二十三日から昭和三十年五月二十五日まで

鳥取県告示第二百三十三号

失業保険法（昭和二十二年法律第四百十六号）第七条及び同法施行規則（昭和二十四年労働省令第六号）第六条第一項第三号の規定により、失業保険法の適用を除外される者は次のとおりである。

昭和三十年五月十日

鳥取県知事 遠 藤 茂

次に掲げる町に雇用される者であつて、国家公務員等退職手当暫定措置法（昭和二十八年法律第八十二号）に準じ退職手当を支給される者。

町 名 適用年月日

若 桜 町 昭和二十九年三月一日

名 和 町 昭和二十九年四月一日

鳥取県告示第二百三十四号

次のように炭そが発生したから家畜傳染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第十三条の規定により公示する。

昭和三十年五月十日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 患畜及び疑似患畜の区分並びにその頭数

患畜 炭そ 一頭

二 発生の場所

東伯郡東伯町槻下

三 発生年月日

昭和三十年五月五日

鳥取県告示第二百三十五号

炭そ予防に関する規則（昭和三十年一月鳥取県規則第四号）第二条及び第三条の規定による出入及び牛、馬、めん羊、山羊、豚を集合させる催物の開催を禁止する区域を次のように指定する。

昭和三十年五月十日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 第二条に指定する区域

東伯郡東伯町槻下

二 第三条に指定する区域

東伯郡東伯町のうちの旧浦安町

鳥取県告示第二百三十六号

昭和三十年四月鳥取県告示第九十六号をもつて公示した豚コレラ予防に関する規則（昭和二十六年七月鳥取県規則第四十五号）による指定区域（鳥取市の中旧湖山村、旧大正村、旧千代水村、旧松保村、旧末恒村、旧鳥取市）を解除する。

昭和三十年五月十日

鳥取県知事 遠 藤 茂